

	北波多小学校 学校だより10号	北波多小だより	令和7年6月18日発行 文責 校長 川原 悟
---	--------------------	------------------	---------------------------

筆談・要約筆記講座

「要約筆記」という言葉は、あまり耳慣れない言葉ではないでしょうか。これは、話されている内容を要約して文字として伝えるコミュニケーション方法であり、聴覚に障害を持たれている方とのコミュニケーション手段の一つです。特に、私たちも手話でのコミュニケーション方法はよく見聞きしますが、要約筆記については、初めて知る方も多いのではないかと思います。



先日は、6年生を対象に「筆談・要約筆記講座」を開きました。聴覚に障害を持たれている方から、これまでの経験についてお話をいただきましたが、明るく前向きに考えられていることに感心させられました。

また、具体的な場面を想定して要約筆記の仕方を教えていただきました。子供たちもどのように要約すればうまく伝わるのか試行錯誤していましたが、いつの間にか相手のことを思い浮かべながら考える姿が印象的でした。相手の立場に立って考える大切さに触れられたことが何よりの学びであり、良い経験にもなったことと思います。

いじめアンケートについて

佐賀県では、いじめ防止基本方針に基づき5月と12月がいじめ防止強化月間となります。特に、いじめについては、いじめ防止対策推進法に以下のように定義されています。



<いじめ防止対策推進法第2条第1項>

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

このことを踏まえると、子供たちが心身の苦痛を感じていることが「いじめ」につながるということです。そのため、いじめの認知件数は多くなると思いますが、いじめの早期発見、早期対応のために小さな芽から摘んでいくためであることは御承知おきください。

このいじめアンケートをもとに、学校では事実関係を確認し、そのことを踏まえ、いじめ防止委員会を開き、いじめと認知した場合には、いじめ解消に向けて対応していきます。

アンケートについては、はなまる連絡帳にて実施しています。23日(月)までの回答としていますので、御協力よろしくお願いします。